

大学院・国立保健医療科学院等の課程及び提供科目を基本プログラムの全部または一部ととみなすことについて

【これまでの審査結果】

令和2年6月30日

「基本プログラムにおける大学院・国立保健医療科学院等の課程及び提供科目の扱いに関する要項(参考資料)」に基づき、下記の通り、大学院・国立保健医療科学院等の課程及び提供科目を基本プログラムの全部または一部ととみなす。

要項1-(2)に基づくもの(全体認定)

1. 慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科修士課程 修士(公衆衛生学、MPH)
2. 北海道大学 大学院医学院医科学専攻修士課程公衆衛生学コース
3. 広島大学 大学院医系科学研究科博士課程前期総合健康科学専攻 修士(公衆衛生学)

要項2に基づくもの(全体認定)

1. 国立保健医療科学院 専門課程 I 保健福祉行政管理分野分割前期(基礎)
2. 産業医健大学 産業医学基本講座

要項3に基づくもの(科目認定)

1. 佐賀大学

佐賀大学医学系研究科博士課程のうち、「予防医学特論」、「データ処理解析法」、「疫学・調査実験法」、「環境医学特論」、「国際保健・災害医療」5科目すべての修了が、基本プログラム「疫学・医学統計学」、「環境・産業保健」、「健康危機管理」3科目すべての修了に相当する。

2. 浜松医科大学

浜松医科大学大学院医学系研究科博士課程(医学専攻)のうち、「疫学方法論」1科目の修了が、基本プログラム「疫学・医学統計学」1科目の修了に相当する。

3. 東京医科大学

東京医科大学大学院博士課程のうち、「臨床疫学・医療統計学」1科目の修了が、基本プログラム「疫学・医学統計学」1科目の修了に相当する。

4. 東邦大学

東邦大学医学研究科博士課程のうち、

(1)「疫学特論」1科目の修了が、基本プログラム「疫学・医学統計学」1科目の修了に相当する。

(2)「衛生学特論」、「環境社会医学コース」、「医療政策経営科学特論 I」3科目すべての修了

が、基本プログラム「公衆衛生総論」、「保健医療政策」、「環境・産業保健」3 科目すべての修了に相当する。

#### 5. 東京医科歯科大学

東京医科歯科大学大学院 修士課程 医歯理工学専攻 医療管理政策学(MMA)コースのうち、

- (1)「医学概論」、「医療提供政策論」2 科目の修了が、基本プログラム「公衆衛生総論」1 科目の修了に相当する。
- (2)「医療提供政策論」、「医療と社会の安全管理」2 科目の修了が、基本プログラム「保健医療政策」1 科目の修了に相当する。
- (3)「健康情報データベースと統計分析」1 科目の修了が、基本プログラム「疫学・医学統計学」1 科目の修了に相当する。
- (4)「Behavioral sciences」1 科目の修了が、基本プログラム「行動科学」1 科目の修了に相当する。
- (5)「医療と社会の安全管理」1 科目の修了が、基本プログラム「健康危機管理」1 科目の修了に相当する。

#### 6. 滋賀医科大学

滋賀医科大学博士課程教育リーディングプログラム「アジア非感染性疾患(NCD)超克プロジェクト」博士(医学)のうち、

- (1)「保健医療行政論」1 科目の修了が、基本プログラム「保健医療政策」1 科目の修了に相当する。
- (2)「疫学研究概論」、「生物統計学概論」2 科目の修了が、基本プログラム「疫学・医学統計学」修了に相当する。
- (3)「産業医学」1 科目の修了が基本プログラム「環境・産業保健」1 科目の修了に相当する。

注) なお、要項1-(1)に基づき、公衆衛生の専門職大学院は、申請なしに基本プログラム提供機関とし、MPH プログラム修了相当\*1 をもって、基本プログラム全体の修了とみなす。  
(\*1: 博士課程等で同等の講義群を修了した場合も含む。)

また、要項1-(2)に基づき、公衆衛生の専門職大学院以外であっても、公衆衛生の専門職大学院の認証評価に相当する評価で適合とされている場合には、申請なしに基本プログラム提供機関と認め、MPH プログラム修了相当をもって、基本プログラム全体の修了とみなす。